

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 4 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 0 号

瀬戸市駐車場条例の一部を改正する条例

瀬戸市駐車場条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 2（第 6 条関係）	別表第 2（第 6 条関係）
<省略>	<省略>
<u>備考 パルティセと駐車場の午後 8 時から翌日 午前 8 時までの間の料金は、5 時間（午後 8 時以降に駐車場の使用を開始する場合は 6 時 間）を超えるときは、5 0 0 円とする。</u>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、令和 5 年 8 月 1 日正午以後に出場する場合に徴収する駐車場の使用料に適用し、同日正午前に出場する場合に徴収する駐車場の使用料については、なお従前の例による。